

美郷一周駅伝大会規則

〔 競技規定 〕

1. 競技者は、本部交付のタスキをかけ各関門所定の位置で次走者に渡すこと。
2. 競走中選手が事故をおこし、競走継続不可能と主催者が認めた場合、そのチ - ムは棄権とする。
3. 大会中の事故について、応急処置を講ずるほかは主催者は責任をいっさい負わない。
4. 受付以後は、各区間走者の変更は認めない。
5. 競技者は、ユニホ - ムにチ - ム・区間番号を記したゼッケンをつけること。
(ゼッケンは、大会事務局で用意いたしますので当日、受付にてお受けとり下さい。)
6. 伴走は認めない。
7. 第5関門をスタートから70分以内に通過していないチ - ムはその時点で繰り上げスタートを行います。
8. 各中継所でのコ - ルを受けないチ - ムは、失格とする。
9. 競技者の荷物は荷札を付け、所定の位置に置くこと。
10. ウォ - ミングアップは、所定の場所以外で行わない。
11. その他、中継所係員の指示に従うこと。

〔 反則 〕

1. 規定のコ - ルを受けなかったとき。
2. 規定走路以外を走ったとき。(道路左側白帯に添って走ること。)
3. 同一走者が2区間以上走ったとき。
4. 他の助成によって不正の競走をしたとき。
5. 応援者が競技者と共に走り、選手の体にふれ、また他の競技者の妨害をしたとき。
6. 伴走、自動車での応援は一切認めない。これに違反したチ - ムは失格とする。
7. その他審判員で不正行為と認めたととき。

〔 審判規定 〕

1. 日本陸上競技連盟規約の駅伝競走に準ずるものとする。
2. 審判長は、基準をこえて判定することもある。その判定は最後まで抗議を許さない。

注 意 事 項

伴走及び自動車での移動応援については厳禁しています。また、規定走路以外を走ること厳禁しています。これが厳守されない場合には、今後の大会運営が困難となりますので、より厳重な対応をお願いします。

一般車両も通行していますのでご注意ください。

〔 選手配置収容車 〕

配 置 5区・6区 (1区・2区・3区・4区は各自中継所へ移動)

収 容 4区・5区 (1区・2区・3区は各自ふるさとセンタ - へ)

選手は必ず配置車に乗車して下さい。選手個々で移動された場合、棄権とみなすことがあります。